資料10

神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画等に位置付ける心のサポーター養成数について

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課こころの未病グループ

令和８年７月30日

目次

- 1　当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について
- 2　基本計画のポイント
- 3　基本計画の見直しについて
- 4　心のサポーター数の目標値の修正について

1　当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について

- 県は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を、令和５年４月に施行した。

- 当条例では、当事者目線の障害福祉の推進を図ることで、障害者が差別や虐待を受けることなく、自らの望む暮らしを実現することができ、障害者だけではなく誰もが喜びを実感できる「地域共生社会」の実現を目的としている。

1　当事者目線の障害福祉推進条例に基づく基本計画について

- 本計画は、条例第８条において定めた、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定することとしている基本的な計画
- ３つの既存の計画（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画）と障害者による文化芸術活動の推進に関する計画、視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する基本的な計画、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の性格も包含

⇒県の障害福祉に関する計画を一本化したもの

2　基本計画のポイント

（1）県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画となる

○　これまで県の障害福祉に係る計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」の２つが策定されており、内容も一部で重複していることから、県民から「わかりにくい」との声が多くあった。
これらの計画を一本化し、県が策定する障害福祉に関する唯一の計画とした。

（2）あらゆる障害に関しての施策を推進するための計画となる

○　いわゆる３障害（知的障害、身体障害、精神障害）に対象を定めた計画としてではなく、例えば、発達障害や医療的ケアが必要な重度障害等の児童に係る障害、強度行動障害、高次脳機能障害、重複障害や一部難病など、あらゆる障害を対象として、取組みを推進する計画とした。

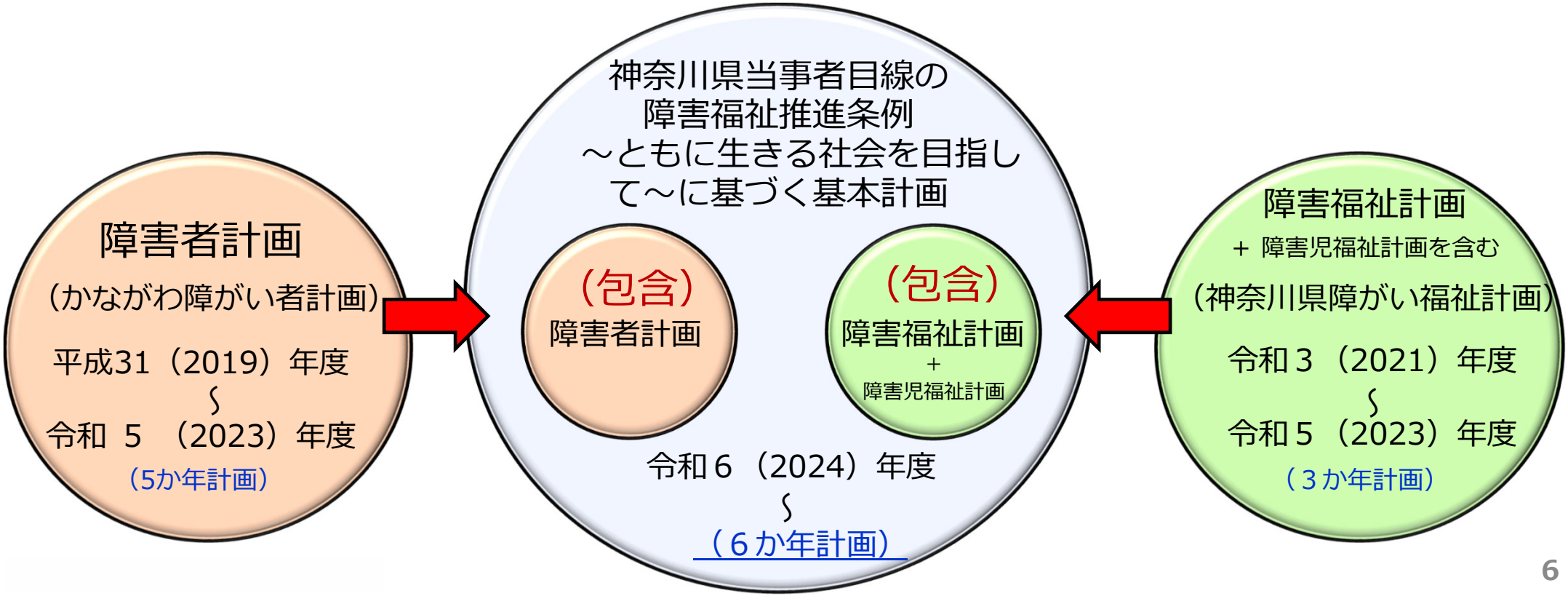
（3）地域共生社会の実現に向けて、みんなで考え、悩み、育てる計画となる

○　いわゆる「福祉分野」だけでなく、「あらゆる分野」が障害を意識し、自分事として考えながら、一体となって、当事者目線による施策を検討していく体制をつくり、計画を策定した。

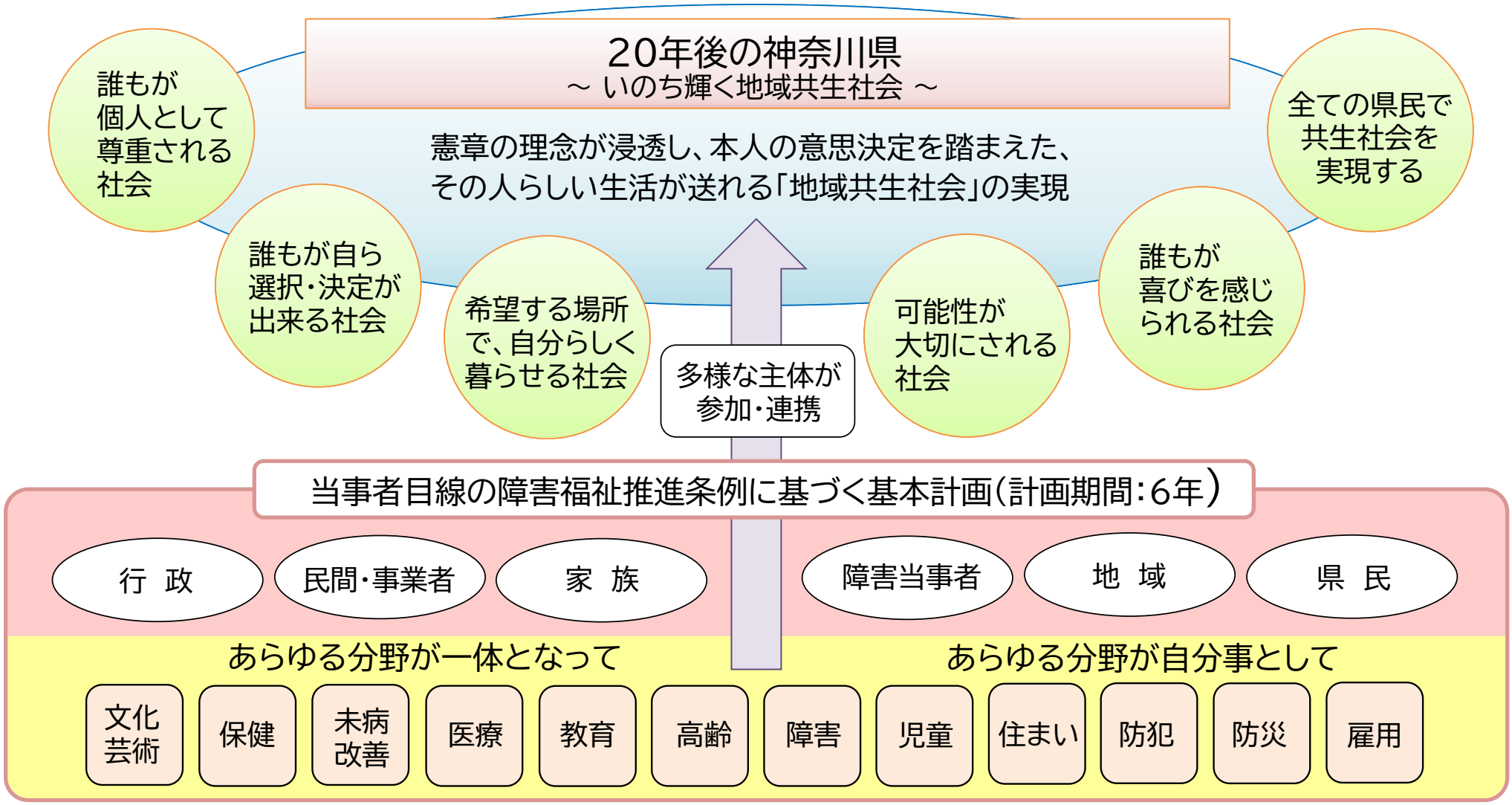
○　これまで以上に障害当事者や障害者を支える家族、支援者等の声をこれからの施策に反映するため、障害当事者の参加（参画）を推進し、障害当事者の声が届く体制をつくり、計画を策定した。

参考：条例に基づく基本計画のイメージ

○　これまで県が策定していた「**障害者計画**」と「**障害福祉計画**」の２つの既存の計画を、新たに策定する「**条例に基づいて策定する計画**」に包含し、地域共生社会の実現を目標とした、**県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画**



参考　あらゆる分野が一体となって地域共生社会の実現に向かうイメージ図



参考　計画の構成　（総論、各論、資料）

総 論　「当事者目線の障害福祉に至った経緯」や、「当事者目線とは何か」、「ともに生きる社会とは何か」など

各 論

Ⅰ　すべての人のいのちを大切にする取組み

1．すべての人の権利を守るしくみづくり

2．ともに生きる社会を支える人づくり

虐待防止



意思決定支援



各 論

Ⅱ　誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3．安心して暮らせる地域づくり

4．地域生活を支える福祉・医療体制づくり

地域生活移行支援



地域における拠点整備



各 論

Ⅲ　障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5．社会参加を促進するための環境づくり

6．雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

ともいきメタバース



インクルーシブ遊具



各 論

Ⅳ　地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7．ともに生きるための意識づくり

8．ともに育つための教育の振興

9．ともに楽しむための文化芸術及びスポーツ活動等の振興

障害の理解促進



インクルーシブ教育



資 料　県の取組みの実績値・目標値、専門用語解説や障害福祉に関する各種マーク、計画策定の経過　など

3　基本計画の見直しについて

障害者総合支援法において、都道府県は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して障害福祉計画を策定することとされている。

＜第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画＞

- 令和８年３月31日付で改定された基本指針に基づいて策定
- 計画期間：令和９年度から令和11年度まで

本計画も上記計画に関する箇所は見直しが必要

3　基本計画の見直しについて

「基本指針」で示された精神障害の基本方針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」令和８年３月31日告示）において、精神障害について、主に次のような事項が基本的な方針及び成果目標として示された。

（１）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備やそれに対する都道府県における体制整備を進める。

3　基本計画の見直しについて

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の成果指標

成果指標	令和11年度末の目標
精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	319.3日以上
精神病床における１年以上入院患者数	
精神病床への30日以上の再入院率	退院後90日時点10.3%以下
	退院後180日時点17.4%以下
	退院後365日時点25.7%以下
心のサポーター数【新規】	令和15年度末までに100万人以上
K6による住民のこころの状態を把握【新規】	

心のサポーター数が新規項目として、成果目標に追加された。

同項目は、保健医療計画、かながわ自殺対策計画等の計画において、成果目標として位置付けられている。

3　基本計画の見直しについて

基本計画は、関連する他の計画と整合性を持たせる必要がある

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。

成果目標についても、保健医療計画やかながわ自殺対策計画等の、他の計画に記載されているものと、整合性を持たせる必要がある。

４　心のサポーター数の目標値の修正について

（１）各種計画での目標値

国目標
令和15年度末までに100万人の心のサポーターを養成

神奈川県目標
100万人を神奈川県の人口で按分した74,000人を養成することを目標とし、令和５年度から令和９年度までに33,000人を養成する。

目標達成には、毎年6,600人の心のサポーター養成が必要

4　心のサポーター数の目標値の修正について

（２）養成実績

（人）

年度	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和３年度	675	0	0	675
令和４年度	526	35	8	569
令和５年度	779	77	1	857
令和６年度	1,004	760	0	1,764
令和７年度	1,103	776	28	1,907
合計	4,087	1,648	37	5,772

令和３年度から心のサポーター養成に取り組んでおり、都道府県別での心のサポーター養成状況では、全国トップであるものの、５年間合計の養成数でも年間目標養成数である6,600人には到達しない。

4　心のサポーター数の目標値の修正について

（３）養成目標の見直し

令和３年度以降、心のサポーターの養成数を伸ばしているが、現行の数値目標では、達成困難であることから、心のサポーター養成研修が各自治体で本格実施となった令和６年度～令和８年度（見込み）の養成数及び実施回数の平均値を目標値としたい。

	県事業実績	市町村実績	その他	合計
令和６年度	1,004人（17回）	760人（14回）	0人（0回）	1,764人（31回）
令和７年度	1,103人（15回）	776人（13回）	28人（1回）	1,907人（29回）
令和８年度（見込み）	2,300人（24回）	776人（14回）	0人（0回）	3,076人（38回）
平均	**1,469人（18回）**	**770人（14回）**	**0人（0回）**	**2,239人（32回）**

毎年度の研修実施回数32回
心のサポーター養成数2,200人を目指す。

障害福祉計画、保健医療計画、かながわ自殺対策計画における指標となる心のサポーター養成数の目標値について、ご意見をお願いします。